

# 建設業許可 証明書の取扱いが 変わります

令和2年4月1日以降は、国土交通大臣許可に係る許可証明書の運用が統一され、「**建設業法第3条第4項の効力を有している場合**」に**限定**されます。

## ○建設業法第3条第4項

- 更新の申請があつた場合において、許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

■■北海道内に主たる営業所を有する**大臣許可業者**の方が対象です。

■■詳細は、北海道開発局建設業行政ページ又は**別紙**をご確認ください。  
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/kensan/ud49g7000000e3sq.html>

問合せ先：北海道開発局事業振興部建設産業課建設業係  
電話 011-709-2311 (内線5893)

## ○現状等

- 「許可証明書」は、許可行政庁において当該建設業者の許可が有効であることを証明するもの。
- 許可行政庁が「許可証明書」を発行している**本来の目的は、許可の更新の申請があった場合において、従前の許可の有効期間までに更新の申請に対する処分がなされないときは、従前の許可がなおその効力を有する（建設業法第3条第4項）ことを証明すること。**
- しかしながら、許可の更新申請時期に関わらず、公共工事の発注者や元請業者からの求めに応じるため、現時点における許可が有効であることを証明するための発行が多数である。
- 一方、**国土交通省では現在、『建設業者・宅建業者等企業情報検索システム（HP）』により、不特定多数の者が随時検索できるよう環境を整備しているため、常時建設業の許可情報を確認することが可能である。**
- ついては、本来の目的及び上記の状況を踏まえ、国土交通省（地方整備局等）が『許可証明書』を発行するに当たっては、令和2年度から次のように運用を統一する。

## ○国土交通省における令和2年度からの運用

- 令和2年4月以降、地方整備局等で発行する『許可証明書』は、**建設業法第3条第4項の効力を有していることを証明する場合に限り行うこととする。**
- 許可証明書の請求は、原則として、**一の更新申請につき1回、発行部数は1枚限りとし、その期間は更新の申請の受付日から当該申請に対する処分がされるまでの間**とする。
- なお、「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」による確認ができない事項がある場合や、許可証明書の使用目的が災害による許可通知書の滅失、海外建設工事の受注に必要な場合等、特段の事情がある場合はこの限りでない。

### ○建設業法第3条第4項

- 更新の申請があった場合において、許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

### ○許可証明書を請求できる期間【例】（令和2年度～）



## ○建設業者・宅建業者等企業情報検索システム

国土交通省  
建設業者・宅建業者等企業情報検索システム

- 建設業者
- 宅地建物取引業者
- マンション管理業者
- 住宅宿泊管理業者
- 賃貸住宅管理業者
- 不動産鑑定業者
- 測量業者
- 建設コンサルタント
- 補償コンサルタント
- 地質調査業者
- 業者総括検索
- 処分情報

国土交通省  
建設業者・宅建業者等企業情報検索システム

建設業者検索

検索条件: 許可番号, 所在地, 業種, 営業キーワード

検索ボタン

業者名・許可番号等から許可の状況について確認することが可能です。

<https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/>